

# くらしの赤信号

全国で多発しています！

「荷受代行」・「荷物転送」

アルバイトにご注意！

SNSで「簡単に儲かるアルバイトがある」との投稿があった。アルバイトの内容は「自宅に届いた荷物を指定の住所に送るだけで、1回あたり3千円もらえる」という。

アルバイトを始めるには住所や氏名、生年月日と身分証明書が必要との事だったので、運転免許証を画像にして、相手に送った。

後日自宅に荷物が届き、5回転送したところ、報酬として1万5千円が振り込まれた。ところがその後、携帯電話

会社から身に覚えのない5台分の携帯電話料金の請求書が届いた。



## アドバイス

### 1. 「荷受代行」・「荷物転送」アルバイトにご注意！

全国で上記事例のような被害が発生しており、国民生活センターが注意喚起を行っています。相手に送った身分証明書や個人情報を悪用され、携帯電話の契約をされているものです。自分の名義で契約された携帯電話が自宅に届き、その携帯電話を、契約書等も含めて別のところへ転送しているのです。

数千円を稼ぐために、携帯電話1台あたり数万円の解約料を支払うこととなります。また、自己名義の携帯電話の無断譲渡は法律で禁止されており、犯罪に加担することになるだけでなく、支払いが滞ることでご自身の信用情報を傷つけ、新たなローンが組めなくなる等の状況に陥りかねません。

「荷受代行」・「荷物転送」アルバイトには、絶対に手を出さないでください。

### 2. 個人情報や安易に教えたりしないようにしましょう。

この事例に限らず、安易に銀行口座等の個人情報を教えたり、運転免許証等の身分証明書の画像を送らないようにしましょう。

困ったら  
ご相談を！

\*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

ご存知ですか？  
大阪府で**自転車保険の加入が義務化**されました。

お知らせ

大阪府は、平成28年4月1日に、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（大阪府自転車条例）を施行しました。

この条例では、「**自転車保険の加入義務化**」「**交通安全教育の充実**」「**自転車の安全利用**」「**交通ルール・マナーの向上**」が定められており、このうち「**自転車保険の加入義務化**」が平成28年7月1日施行



となりました。

近年、自転車が加害者となる交通事故で、**高額な賠償事例が発生**しています。自転車を利用する人は、**事故に備えて保険に加入**しましょう。

なお、大阪府では、「おおさか自転車保険」として様々な保険を紹介しています。また、すでに加入している保険・共済などに自転車事故を補償する内容が含まれていたり、特約をつけることができます。場合がありますので、ご確認ください。

☆大阪府自転車条例については、**大阪府自転車条例総合窓口** TEL06-6944-6736 へお問い合わせください。

**大阪府自転車条例**  
大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定しました。(平成28年4月1日施行)

**条例の4本柱**

- 自転車保険の加入義務化  
7月1日施行
- 交通安全教育の充実
- 自転車の安全利用  
○高齢者のヘルメット着用  
○自転車の点検及び整備  
○反射器材の装着
- 交通ルール・マナーの向上  
自転車利用者の役割

くわしくは、大阪府ホームページをご覧ください。 大阪府

### 催し予告

#### 消費生活セミナー

「正しい広告の見方～こんな広告にご用心!～」

日時：10月4日(火) 13時30分～15時

場所：消費生活センター研修室

対象：市内在住・在職・在学の方

定員40名

講師：公益社団法人 日本広告審査機構(JARO) 職員

保育：1歳以上未就学児。9月8日までに要予約

手話：9月8日までに要予約

申込み：9月1日(木)9時より、

電話・FAXにて受付

#### 石けんキャンペーン

& 廃油回収(食用) 予定

9月20日(火)

サブリ村野

10月18日(火)

牧野生涯学習市民センター

午前10時30分～正午

※家庭用食品廃油のみ回収

※容器はお持ち帰りいただきます。